

1 障害者虐待防止法について

(1)正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(通称 障害者虐待防止法)

(2)施行日

平成24年10月1日

(3)目的

障がい者の自立及び社会参加のため、以下のことを目的としています。

- ・障がい者虐待の防止をすること
- ・養護者に対する支援等に関する施策を促進すること
- ・障がい者の権利利益の擁護に資すること

(4)概要

- ・障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、
- ・その他の障がい者虐待の防止等に関する国の責務、
- ・虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、
- ・養護者に対する支援のための措置等

2 障がい者虐待の定義

(1)養護者による障がい者虐待

養護者とは、障がい者の身の世話を身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等のことです。また、同居をしていなくても、実際に身の世話をしている家族や知人等も該当する場合があります。

(2)障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設従事者等とは、障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者のことです。具体的には下記の施設・事業が該当します。

○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

(3)使用者による障がい者虐待

使用者とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のための行為をする者」のことです。

◆障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

年齢	所在 場所	在宅 (養護者 ・保護者) ※1	福祉施設等					企業	学校 病院 保育所	
			障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
			障がい福 祉サービ ス事業 所、障が い者支援 施設等	相談支援 事業所 (特定・一 般)	高齢者 施設	障がい児 通所支援 事業所	障がい児 入所 施設等 ※3			障がい児 相談支援 事業所
18 歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (府・政令 市) ※2			—	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (府・市町 村)	児童福祉法 ・適切な権 限行使 (府・政令 市) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (市町村)			
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (府・市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (府・市町 村)	—	【放課後等 デイは 20 歳まで】	【20 歳ま で】	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (大阪 労働局)		
				【特定疾 病 40 歳 以上】 高齢者 虐待防 止法	—	—			—	
65 歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			・適切な 権限行 使 (府・市町 村)	—	—	—	・間接的防 止措置 (施設長・管 理者)		

※1 被虐待者が配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなります。

※2 養護者への支援は 被虐待者が 18 歳未満の場合でも障害者虐待防止法を適用します。併せて児童虐待防止法による指導の対象ともなります。

※3 小規模住居型児童養育事業、里親(同居人含む)、乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設(福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設)、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になります。

【参考】障がい者虐待の区分と事例

区分	内容と具体例
①身体的虐待	<p>障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。</p> <p>(例) 平手打ち・殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどや痣のできる暴行・車椅子やベッドに縛り付ける・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる・向精神薬を過剰投与し身体の動きを抑制する・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する等</p>
②性的虐待	<p>障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>※ 障がい者が表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断が必要</p> <p>(例) 性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・裸の写真を撮る・わいせつな言葉や会話・わいせつな映像や写真を見せる等</p>
③心理的虐待	<p>障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(例) 「馬鹿」「あほ」などの侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・罵る・子ども扱いする・意図的に無視する・仲間はずれにする・人格を貶めるような扱いをする・罰として「食事を抜く」「作業にいかせない」と脅す等</p>
④放棄・放置 (ネグレクト)	<p>障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>(例) 食事や水分を十分に与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させる・排せつの介助をしない・つめや髪の毛が伸び放題・病院、学校に行かせない・福祉サービスを受けさせない・養護者以外の同居人や、施設の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の放置等(見て見ぬふりをする)等</p>
⑤経済的虐待	<p>障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>(例) 年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・事業所、法人に金銭を寄付贈与するよう強要する・金銭財産等の着服・窃盗等(障がい者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する)</p>

3 障がい者虐待の対応状況

(1) 令和4年度 大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況(令和4年4月～令和5年3月)

	養護者による障がい者虐待		障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待		使用者による障がい者虐待 (労働局の対応)	
	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府	全国
相談・通報・届出件数	1,558件 (1,454)	8,650件 (7,337)	331件 (331)	4,104件 (3,208)	112事業所 (124)	1,230事業所 (1,230)
虐待と判断した(または受けたと思われた)件数	189件 (176)	2,123件 (1,994)	72件 (60)	956件 (699)	29事業所 (29)	430事業所 (392)
被虐待者数	189人 (178)	2,130人 (2,004)	85人 (70)	1,352人 (956)	34人 (29)	656人 (502)

高槻市の対応状況

		通報・相談件数	虐待と認定した件数
養護者による虐待	R5年度	66件	17件
	R4年度	49件	21件
施設従事者等による虐待	R5年度	23件	10件
	R4年度	15件	2件
使用者による虐待	R5年度	1件	0件
	R4年度	2件	0件

(再掲)R5年度 障がい者福祉施設従事者等による虐待の詳細

	サービス種別	虐待類型
1	共同生活援助	心理的虐待
2	生活介護	身体的虐待
3	児童発達支援	心理的虐待
4	生活介護	心理的虐待
5	障がい者支援施設	身体的虐待・心理的虐待・放棄放置(ネグレクト)

6	短期入所	身体的虐待
7	共同生活援助	身体的虐待
8	就労継続支援 B 型	性的虐待・心理的虐待
9	共同生活援助	身体的虐待
10	児童発達支援	身体的虐待

4 施設等における虐待防止の取組み

(1) 日常的な支援場面等の把握(管理者による現場の把握)

障がい者虐待を防止するためには、管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要です。

日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取組の様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等に注意を払う必要があります。

また、グループホーム等地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なく、目が届きにくい場合もあるため、頻繁に巡回する等管理体制に留意する必要があります。

(2) 風通しのよい職場づくり

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されます。職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようにしたりする等、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しのよい環境を整備することが必要となります。

(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

ア) 事故・ヒヤリハット事例の報告

職員が支援の過程等で、事故に至る危険を感じてヒヤリとしたり、ハットした経験(ヒヤリハット事例)を持つことは少なくありません。このような「ヒヤリハット事例」が見過ごされ、誰からも指摘されずに放置されることは、虐待や不適切な支援、事故につながります。早い段階で事例を把握・分析し、適切な対策を講じることが必要です。

イ) 虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るためには、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを作成し活用することが重要です。まずは、虐待防止委員会でチェックリスト作成します。チェックリストは管理者の立場、職員の立場それぞれによる複眼的なリストとすることが必要です。

5 身体拘束の禁止について

(1) 基本的な考え方

障害者虐待防止法:「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であると明記。

障害者総合支援に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等には、

「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない」とある。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

※ 緊急やむを得ない場合とは・・・

支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。

ただし、肢体不自由、特に体幹機能障がいがある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性:身体拘束その他の行動制限が、一時的であること

(2) 身体拘束を行う場合の手順

①組織による決定

個別支援会議などにおいて、組織として検討を行うこと。個人やその場の判断では行わない。

②個別支援計画に記載

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。

③本人・家族への説明

本人やその家族に十分に説明を行い、了解を得る。

④記録の作成

実際に身体拘束を行った場合は、その様態や時間、本人の心身の状況、やむを得ない理由など、必要な事項を必ず記録する。必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

6 研修に関する資料

事業所内の研修等にご活用ください

・厚生労働省ホームページ

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和5年7月

「【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の事例集」令和4年3月

・全国社会福祉協議会ホームページ

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」令和4年1月

7 障がい者虐待の相談・通報先

通報や相談について、福祉相談支援課内の障がい者虐待防止センターが窓口になっております。

職員が虐待を発見したときにも通報の義務があります。何かありましたら下記連絡先にご相談ください。

高槻市障がい者虐待防止センター(福祉相談支援課内 基幹相談支援センター)

TEL:072-674-7171

FAX:072-674-5135